

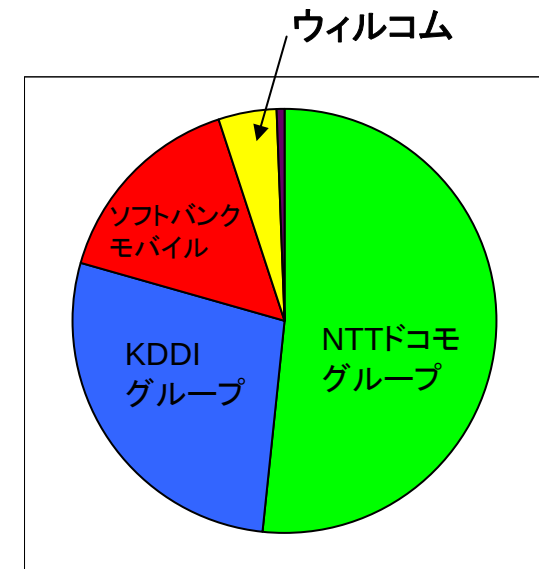
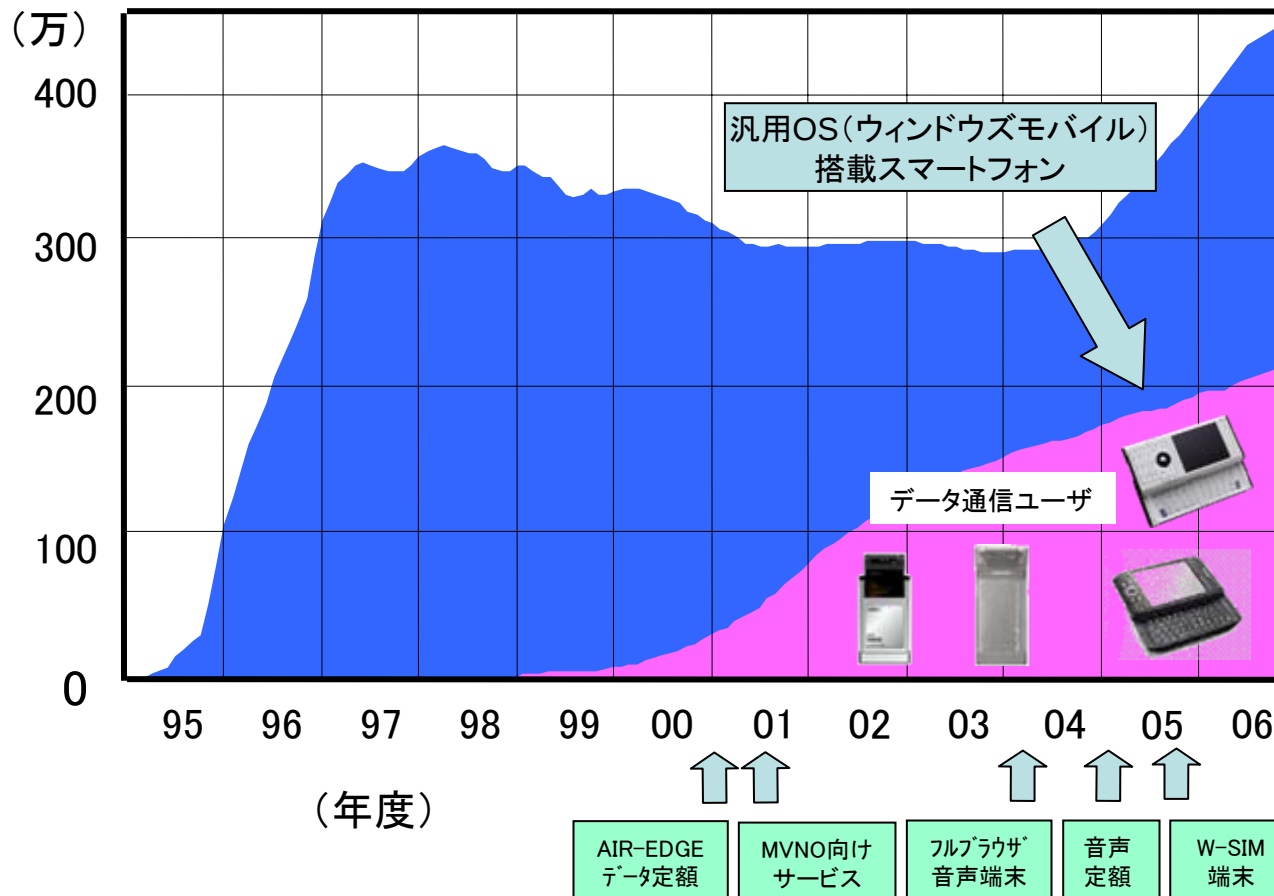
指定電気通信設備制度について

2007年5月11日
株式会社ウィルコム

ウィルコム の現状

- ◆ 移動体市場に占める弊社の契約者数の全国シェアは約4.5%
- ◆ 完全定額料金、汎用OSの採用、端末のオープン化などにより新規市場を開拓

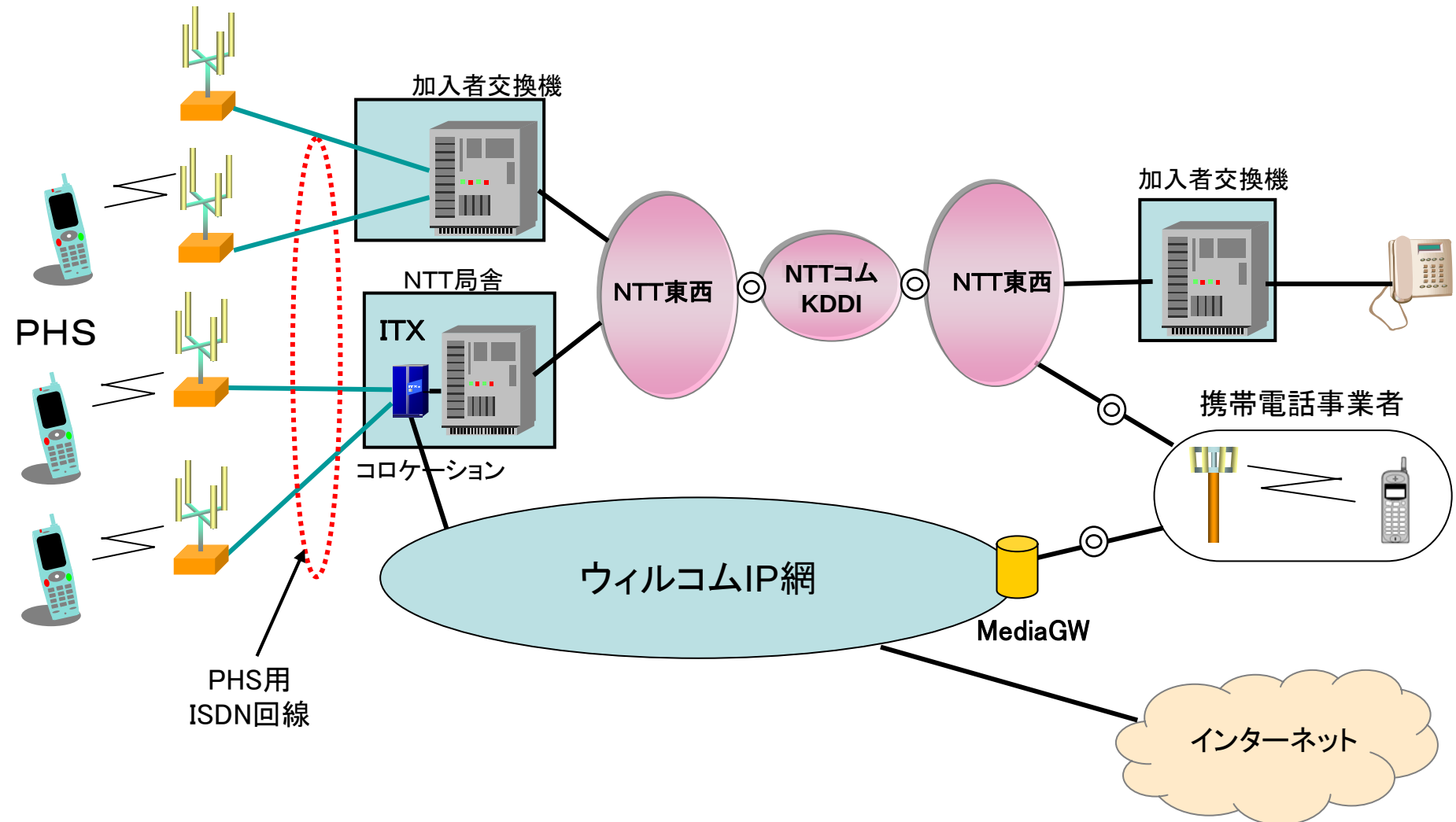
ウィルコムの契約者数の推移



携帯電話・PHSの累積契約数
(平成2007年3月末現在)

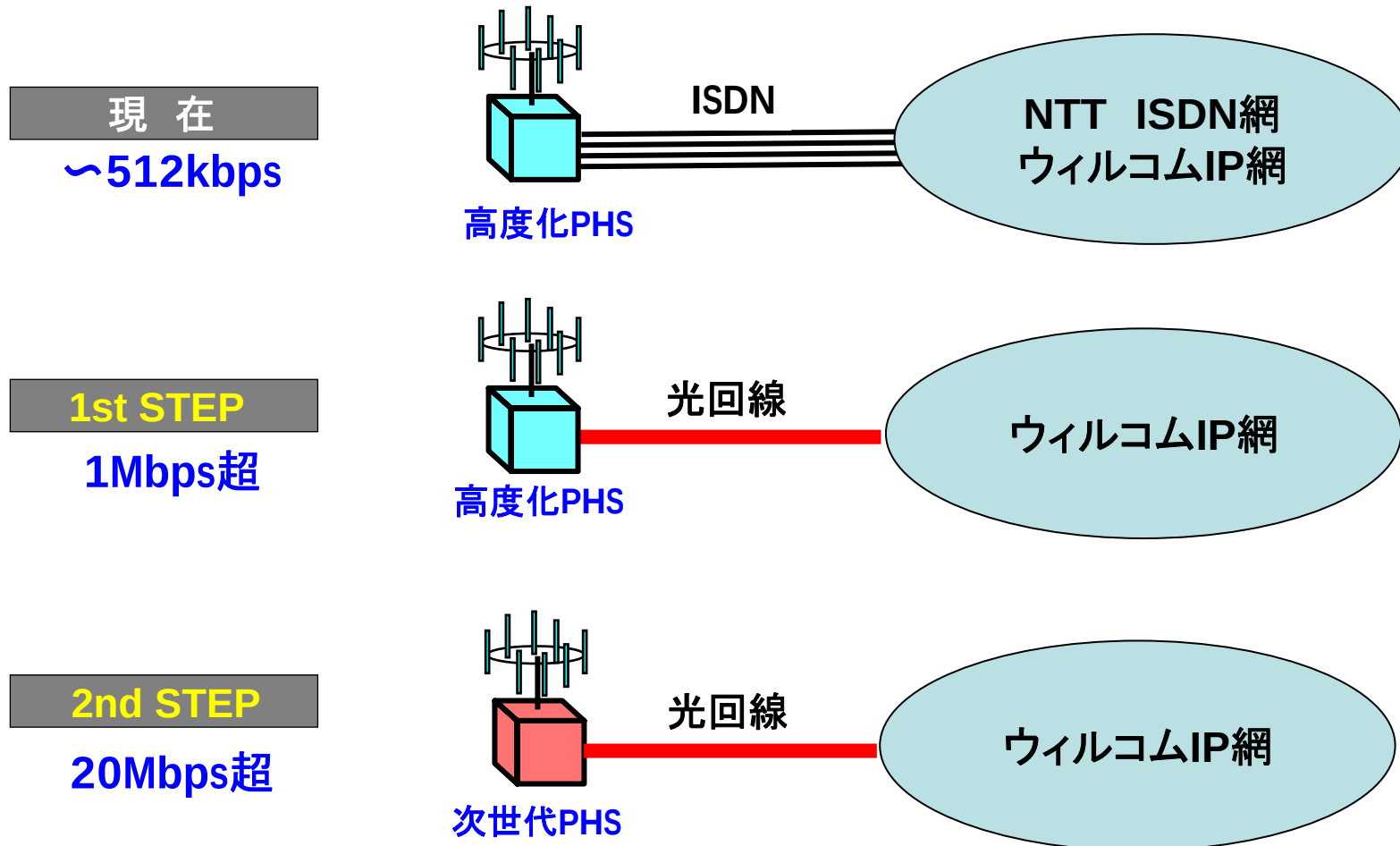
ウィルコムネットワーク構成

- ◆ 基地局回線はNTT東西のPHS用ISDN回線を利用し、交換網としては基本的にNTTのISDN網を活用
- ◆ 現在は、ウィルコムの独自IP網を構築するため、NTT局舎等にウィルコム交換装置 (ITX) の設置を推進



将来のネットワーク構想

◆基地局回線については光化を計画



グループ企業によるサービス複合化(FMC等)

FMC				
携帯電話等	加入者回線保有	長距離・国際・企業通信	ブロードバンドサービス	放送・映像配信サービス
NTTドコモ (第二種指電定通信設備)	NTT東西 (第一種指定気通信設備)	NTTコム (NTT東西の特定関係事業者)	NTT東西 NTTコム	ぷららネットワークス 4thMEDIA
KDDI (第二種指定電気通信設備)	KDDI JCNグループ	KDDI	KDDI	KDDI
ソフトバンクモバイル		ソフトバンクテレコム	ソフトバンクBB	BBTV TV Bank
イー・モバイル			イー・アクセス	
ウィルコム				

新たなルールの必要性について

◆ 設備規制について

- ・これまで、弊社にとって、PHS用ISDN回線の安定的な確保及びNTT局舎へのコロケーションが円滑に実施でき、現行の第一種特定電気通信設備制度は有効であったと評価できる。今後もボトルネック設備となるものについては同様の規制を継続していただきたい。
- ・一方、IP化等により、サービスと設備とが直接結びつきにくくなってきており、設備による規制が意味をなさなくなる可能性があるため、機能等のサービスに着目した形での現行制度の見直しは必要と考える。

◆ 水平、垂直統合によるビジネスモデルにおいて考慮すべき点

- ・水平、垂直統合が進む中、FMCや、ローミング等のように、一社のみで完結せず、複数の会社にまたがるサービスについては、1社単位ではなく、グループ(子会社等を含む)として考えるべきケースもあると考える。
- ・弊社のようにグループ企業を持たない事業者においても、他社との協業により同等の複合サービスが提供できるよう公正競争条件が整うようルール化することが必要と考える。

◆ 競争評価、セーフガードとの関係

- 競争評価での市場画定、セーフガードでの遵守状況のチェック等は必要と考える。
- また、IP化等技術的な進展が激しい中、逐次、制度の見直しが必要と考える。

